入札執行手続きの改正について

1. 改正の内容

制限付一般競争入札の範囲拡大

公正で透明性の高い契約制度を確立するため、制限付一般競争入札の適用範囲を<u>平成27</u> <u>年7月1日</u>から以下のように改める。ただし、改正後⑤の適用については、平成28月1月 1日からとする。

現行	改正後
①設計金額が 5,000 万円以上の工事	①設計金額 5,000 万円以上の工事
	②設計金額が 500 万円以上の測量・コンサルタント業務
	③設計金額 80 万円以上の財産の買入れ
	④設計金額が 40 万円以上の物件の借入
	⑤上記以外、設計金額が50万円以上のもの

[※]上記の改正は、財産の売払い、物件の貸付けの契約は含まない。

問合せ連絡先

多古町役場 総務課 管財係

電話: 0479-76-2611